

介護保険事業者等 管理者 様

大阪市福祉局高齢者施策部
事業者指導担当課長

令和5年度介護保険事業者等集団指導の実施について（お知らせ）

平素は、介護保険事業の円滑な実施にご協力をいただきありがとうございます。

標題について、介護保険法第23条、老人福祉法第29条第13項及び大阪市介護予防・日常生活総合事業実施要綱第18条の規定に基づき、介護保険サービス等の質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に、集団指導を実施します。

つきましては、令和5年4月1日時点で、指定を受けている全ての事業者について、受講をお願いします。

なお、集団指導が未受講の場合は、改めて個別指導を行うこととなります。

※このお知らせは事業者名ごとに発送しています。

同一事業者名で複数の事業を実施しており、それぞれに管理者が存在する場合は、すべての管理者において情報共有をお願いします。

記

- 開催方法
 - ①YouTube 動画視聴による受講
 - ②行政オンラインシステムでの受講報告（アンケートを含む）
- 実施期間
令和5年6月16日（金）～令和5年8月31日（木）
- オンライン指導動画URL（YouTube）
【令和5年6月16日（金）にホームページに掲載します】
- 受講報告締切日
令和5年9月8日（金）**※管理者ごとに提出してください。**
- 対象事業者
令和5年4月1日時点で指定等を受けている事業者等

居宅サービス事業者 （介護予防・第1号事業・共生型含む）	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、居宅療養管理指導、通所介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、選択型通所サービス 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者
地域密着型サービス事業者 （介護予防・第1号事業・共生型含む）	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
介護保険施設	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
有料老人ホーム等	有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 （有料老人ホームに該当するサービスを提供している事業者のみ）
医療みなし事業者	訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション （令和4年10月1日から令和5年3月31日において介護報酬の請求をした事業者）

6 集団指導の流れ

運営する事業種別に応じた「居宅サービス編」「施設サービス編」「地域密着型サービス編」「特定施設・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅編」を受講後、行政オンラインシステムにより受講報告（令和5年8月31日（木）締切）を行う。

【注意事項】

- ・大阪市ホームページの「令和5年度大阪市介護事業者等集団指導について」をご確認ください。
- ・指導の受講及び受講報告は**管理者ごとに実施**してください。
- ・動画視聴が難しい事業所は下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課指定・指導グループ

〒541-0055 大阪市中央区船場中央 3-1-7-331

（船場センタービル7号館3階）

電 話：06-6241-6310

音声ガイダンスが流れたら【7】

F A X：06-6241-6608